

安川オートメーション・ドライブ株式会社
「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画書

社員が仕事と生活の調和を図りながら、その能力を最大限発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年2月28日までの2年11ヶ月間

2. 内容

目標1：計画期間を通し男性育休取得率を25%にする。

<対策>

- 令和4年6月～
 - ・ 育児休業制度説明のホームページを整備し周知を図る。
 - ・ 育児休業取得促進をするために、労使協働して男性育休取得計画書を検討する。
- 令和4年10月～
 - ・ 育休取得希望者に手続き書類等の詳しい説明を口頭で行う。
- 令和5年7月～
 - ・ 男性育休取得希望者の不安等を払拭するため、実際に取得した従業員の体験談を社内イントラへ掲載する。

目標2：年次有給休暇1人平均15日取得を達成できるようにする

<対策>

- 令和4年4月～
 - ・ 部門内1人年15日取得を所属長の目標管理とする。
 - ・ 月例労使協議会にて毎月取得実績を報告する。

目標3：不安を払拭させるため育児休業取得前後で面談を実施する

<対策>

- 令和5年10月～
 - ・ 育児休業取得希望者へ休業前面談の実施。
- 令和6年4月～
 - ・ 復職面談について他グループ会社の実施事例を参照する。
- 令和6年5月～
 - ・ 面談対象者定義の設定（育休取得経験者へヒアリング）
 - ・ 面談内容の確認。
 - ・ 育休取得希望者へ随時面談実施。

3. その他

上記項目にとどまらず、必要に応じて仕事と家庭の両立支援、並びに雇用環境の整備につながる施策の検討・実施に積極的に取り組むこととする。